

京都市消防局訓令乙第15号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第2保安帽の款制式の項中「あごひもを付ける」を「顎ひもを付け、帽の下端外周りに衝撃緩衝用ゴムを巻く」に改める。

別表第2救助帽の款を削る。

別表第2救急帽の款制式の項中「あごひも」を「顎ひも」に、「第3図1」を「第2図1」に改め、同款帽章の項中「第3図2」を「第2図2」に改める。

別表第2活動用下衣の款中「長そで」を「長袖」に、「半そで」を「半袖」に改め、同款長そでの項制式の目中「そで口」を「袖口」に、「第4図1」を「第3図1」に改め、同款半そでの項制式の目中「第4図2」を「第3図2」に改める。

別表第2救急衣の款制式の項中「そで」を「袖」に、「長そで」を「長袖」に、「すそ」を「裾」に、「ししゅう」を「刺しゅう」に、「第5図」を「第4図」に改める。

別表第2本部指揮救助活動帽の款制式の項中「ししゅう」を「刺しゅう」に、「第6図1」を「第5図1」に改め、同款帽章の項中「ししゅう」を「刺しゅう」に、「第6図2」を「第5図2」に改める。

別表第2本部指揮救助活動服の款上衣の項制式の目中「そで」を「袖」に、「ひじ当て」を「肘当て」に、「長そで」を「長袖」に、「そで口」を「袖口」に、「ししゅう」を「刺しゅう」に、「第7図1」を「第6図1」に改め、同款本部指揮救助隊員腕章の項中「ししゅう」を「刺しゅう」に、「第7図2」を「第6図2」に改める。

別表第2飛行帽の款制式の項中「第8図1」を「第7図1」に改め、同款帽章の項中「ししゅう」を「刺しゅう」に、「第8図2」を「第7図2」に改める。

別表第2飛行服の款上衣の項制式の目中「第9図1」を「第8図1」に改め、同項胸章の目中「ししゅう」を「刺しゅう」に改め、同款ズボンの項制式の目中「第9図2」を「第8図2」に改める。

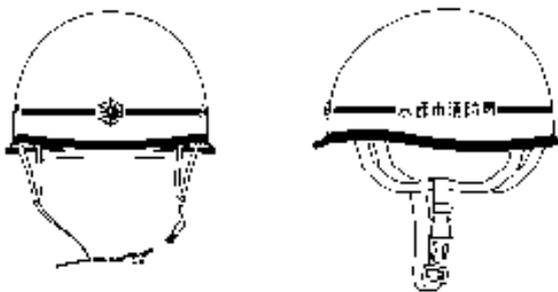
別表第2防寒服の款制式の項中「第10図」を「第9図」に改める。

別表第2活動服（半袖）の款制式の項中「第11図」を「第10図」に改める。

別表第2音楽隊被服の款帽子の項合帽の目中「第12図1（1）」を「第11図1（1）」に、「第12図1（2）」を「第11図1（2）」に改め、同款合服の項上衣の目中「第12図2（1）ア」を「第11図2（1）ア」に、「ないし」を「又は」に、「第12図2（1）イ」を「第11図2（1）イ」に、「第12図2（1）ウ」を「第11図2（1）ウ」に改め、同項ズボンの目中「第12図2（2）ア」を「第11図2（2）ア」に、「第12図2（2）イ」を「第11図2（2）イ」に改め、同款夏服の項上衣の目中「第12図3」を「第11図3」に改め、同款バンドの項中「第12図4」を「第11図4」に改める。

別表第2第1図1を次のように改める。

1 制式



別表第2中第2図を削り、第3図を第2図とし、第4図から第12図までを1図ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)